

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ページ

○行政機関設置条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例	(行政経営推進課)	一
○非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	二
○産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	(税務課)	二
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	三
○申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三
○理容師法施行条例の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課)	四
○美容師法施行条例の一部を改正する条例	(同)	四

条 例

行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十号

行政機関設置条例の一部を改正する条例

行政機関設置条例(昭和三十三年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表宮城県仙台保健福祉事務所の項中

仙台市

を

塩竈市

に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十一号

暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、暴力団の利益となる公の施設の使用等を制限することにより、県民生活の安全と平穩の確保を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第一号に規定する暴力団をいう。

二 公の施設 別表に掲げる公の施設をいう。

三 使用等 公の施設が別表第一号に掲げるものである場合にあつては使用、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第六条第一項の占用及び県立都市公園条例(昭和三十四年宮城県条例第二十一号)第四条第一項各号に掲げる行為、同表第二号に掲げるものである場合にあつては使用及び県民会館条例(昭和三十九年宮城県条例第一号)第十条各号に掲げる行為、その他の場合に

あつては使用をいう。

四 使用等許可権者 公の施設の使用等の許可等の権限を有する者をいう。

(使用等の制限)

第三条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。

2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可等の申請があつた場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可等をしてはならない。

3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可等をした場合において、当該許可等に係る公の施設の使用等が第一項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可等を取り消し、又は当該許可等に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。

(意見の聴取等)

第四条 知事(使用等の許可等の申請があつた公の施設が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第百八十条の二の規定に基づく知事の委任を受けて教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十六条第一項の規定に基づき教育委員会規則で定めるところにより権限を委任された教育長を含む。以下同じ。）が管理するものである場合にあっては、教育委員会。以下同じ。）は、公の施設の使用等の許可等の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る公の施設の使用等が暴力団の利益となるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

2 公の施設の指定管理者（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。第四項において同じ。）は、その管理する公の施設の使用等の許可等の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、知事に対し、当該申請に係る公の施設の使用等が暴力団の利益となるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くよう求めることができる。

3 知事は、前項の規定による求めがあつたときは、当該申請に係る公の施設の使用等が暴力団の利益となるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くものとする。

4 知事は、第一項及び前項の規定により警察本部長から聴取した意見の内容を当該公の施設の指定管理者に通知するものとする。

（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行し、同日以後の公の施設の使用等について適用する。別表（第二条関係）

一 県立都市公園条例に規定する県立都市公園（都市公園法第五条第一項の許可に係る公園施設を除く。）

二 県民会館条例に規定する県民会館

三 産業交流センター条例（平成七年宮城県条例第十七号）に規定する産業交流センター

非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十二号

非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例

非常勤職員公務災害補償等条例（昭和四十二年宮城県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中第一号を削り、第三号を第一号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定による保険給付であつて、非常勤職員公務災害補償等条例の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わな

い。

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十三号

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

産業廃棄物税条例（平成十六年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中、「第十四条第六項又は」を、「第十四条第六項若しくは」に、「地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五条第一項の規定により保健所を設置する市にあっては、その長」を、「廃棄物処理法第二十四条の二第一項の規定により知事の権限に属する事務の一部を行うこととされた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下、「廃棄物処理法施行令」という。）第二十七条に規定する指定都市の長等を含む。」に改め、「含む。」の下に、「又は廃棄物処理法第十五条の四の三第一項の規定による環境大臣の認定（廃棄物処理法施行令第七条の五において準用する廃棄物処理法施行令第五条の八の規定による変更の認定を含む。以下この号において同じ。）若しくは当該認定に係る処理の委託」を加える。

第十七条第一項中、「において、」及び「と、」の下に、「同条例」を加える。

附則第五項中、「施行日から起算して五年を経過した日に」を、「平成二十七年三月三十一日限り」に改める。

附 則

この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、改正

後の産業廃棄物税条例の規定は同日以後に行う最終処分場への産業廃棄物の搬入について適用する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十四号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成十一年宮城県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表六の二の項中「塩竈市」の下に「気仙沼市」を加え、同表八の四の項中「川崎町」の下に「加美町」を加え、同表八の八の項中「大和町」の下に「加美町」を加え、同表八の九の項中「川崎町」の下に「加美町」を加え、同表十二の項中「第二十一条第一項第二号及び第二項」を「第二十一条の二」に、「受理等」を「受付等」に改め、同項八を同項二とし、同項口中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改め、同項口を同項八とし、同項イの次に次のように加える。

口 法第十九条の十四の二の規定による公表

第二条の表十三の二の項八中「及び口」を「から八まで」に改め、同項八を同項二とし、同項口中「第二十条第一項」を「第十八条第一項」とし、同項口を同項八とし、同項イの次に次のように加える。

ロ 法第三条の二第一項及び第二項の規定による勧告等

第二条の表十三の三の項イ中「及び第三項」を「第三項(同条第六項並びに)」に改め、「第五条第三項」及び「含む。」の下に「及び第五項」を加え、同項口中「第五条第一項」の下に「及び第四項」を加え、「許可」を「許可等」に改め、同項八中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同項二中「第八十三条」を「第五十条」に改め、同項ホ中「第八十三条の二」を「第五十一条」に改め、同表十三の五の項中「仙台市」の下に「白石市 登米市」を加え、同表十九の二の項中「気仙沼市」の下に「白石市」を、「多賀城市」の下に「岩沼市」を、「大河原町」の下に「村田町」を加え、「山元町」を、「亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町」に改め、「色麻町」の下に「加美町」を加え、同表二十一の二の項中「蔵王町」を「角田市 岩沼市 登米市 東松島市 蔵王町 大河原町」に改め、同表二十二の項八中「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に改め、同表二十七の四の項中「気仙沼市」の下に「白石市」を加え、「大河原町」を「蔵王町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町」に改め、「松島町」の下に「七ヶ浜町」を、「大衡村」の下に「加美町」を、「女川町」の下に「南三陸町」を加え、同表二十八の項八中「第二項」を「第三項」に改め、同表

三十の三の項中「大和町」の下に「南三陸町」を加え、同表三十の四の項及び三十の五の項を次のように改める。

三十の四	国土利用計画法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 法第二十八条の規定による通知等 法第二十九条の規定による届出の受理等 法第三十条の規定による助言 法第三十一条の規定による勧告等 法第三十二条の規定による通知 法第三十一条第一項の規定による立入検査等(遊休土地に係る措置に関するものに限る。)	塩竈市 気仙沼市 石川町 多賀城市 市角田市 登米市 市岩沼市 東松島市 市栗原市 蔵王町 市川崎町 七ヶ浜町 町大河原町 村田町 町柴田町 山元町 町松島町 七ヶ浜町 町利府町 大和町 町南三陸町 加美町 町色麻町 富谷町 町美里町 女川町
三十の五	削除	

第二条の表三十三の項中「栗原市」の下に「東松島市」を加え、同表四十五の二の項中「岩沼市」の下に「登米市 栗原市 東松島市」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十二の項、二十二の項及び二十八の項の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、同表十三の二の項及び十三の三の項の改正規定は公布の日又は農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日いづれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する規定にあつては、当該規定。以下同じ。)の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長が行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十五号

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例

申請等の受理の特例に関する条例（平成十二年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表七の項二中「第一条の第三項」を「第一条の第四項」に改め、同表十五の項中「岩沼市」の下に、「登米市 栗原市 東松島市」を加える。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の表七の項二の改正規定は、公布の日から施行する。

理容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十六号

理容師法施行条例の一部を改正する条例

理容師法施行条例（平成十二年宮城県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「場所」の下に、「以下「作業所」という。」を加え、同条に次の一号を加える。

七 洗髪のための洗い場を設けること。この場合において、椅子五脚以上のときは、当該洗髪のための洗い場を作業所に設けること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条第一項の届出をした理容所の開設者については、その開設する理容所の構造設備の変更をするまでの間は、改正後の理容師法施行条例第四条第七号の規定は、適用しない。

美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十七号

美容師法施行条例の一部を改正する条例

美容師法施行条例（平成十二年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「場所」の下に、「以下「作業所」という。」を加え、同条に次の一号を加える。

七 洗髪のための洗い場を設けること。この場合において、椅子五脚以上のときは、当該洗髪のための洗い場を作業所に設けること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に美容師法（昭和三十一年法律第六十三号）第十一条第一項の届出をした美容所の開設者については、その開設する美容所の構造設備の変更をするまでの間は、改正後の美容師法施行条例第四条第七号の規定は、適用しない。